実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
伊万里市	波多津地区(筒井集落)	令和3年11月11日	

1 対象地区の現状

NACE OF N		
①地区内の耕地面積		
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計		
③地区内における70歳以上の農業者の耕地面積の合計		
i うち後継者未定の農業者の耕地面積の合計	5.5ha	
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha	
④地区内において、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		
(備考)		

2 対象地区の課題

- 〇今後、中心経営体が引き受ける意向の耕地面積はなく、70歳以上で後継者がいない面積が5.5haあり、農業生産活動等の継続が困難な農地が発生した場合は、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- 〇中心経営体(認定農業者等)では、これ以上の農地の集約化を図ることができないため、集落内の担い手の確保を図る取り組みが必要である。
- ○イノシシなどの有害鳥獣被害やジャンボタニシの被害が拡大している。
- ○圃場整備後、長い年月が経過しているため水路等の老朽化や取水のための機材の老朽化が進んでいる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【集落内で担い手を育成・確保】

現在、中心経営体が4名いるが、内3名は畜産、内1名は施設園芸を主とする経営を行っており、新たな農地の引き受け意向が確認できないため、これ以上の農地集約は図れない。そのため、集落内で円滑な世代交代を図ることで、担い手を確保し、耕作を継続していく。

もし、担い手が不足する場合は、機械利用組合の利用促進、また中心経営体ではないが集落内の規模拡大志向農業者に農地集積を進めるなど、地域全体における営農継続を図っていく。

■集落における中心経営体

属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	中心経営体数 4	水稲、胡瓜他	4.8ha	水稲、胡瓜他	4.8ha	

4	3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)
	【鳥獣被害防止対策の実施】
	対策のため既設の防護柵の定期点検や新たな防護柵等の設置検討を行う。
	【ジャンボタニシ対策】
	被害拡大を防ぐために、個々の農家により必要な対策を行う。
	【基盤整備への取組方針】
	過去に基盤整備を実施しているものの、耕作条件の悪い農地もあるため、今後検討を行っていく。